

三重県情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈及び運用

第1条（趣旨）

（趣旨）

第1条 この条例は、三重県情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び調査審議の手続等について定めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、この条例の趣旨を明らかにしたものである。

〔解釈及び運用〕

三重県情報公開審査会は、主に、三重県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づく公文書の開示決定等に対する審査請求について、実施機関からの諮問に応じて調査審議してきた。

一方、三重県個人情報保護審査会は、主に、三重県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、実施機関からの諮問に応じて調査審議してきた。この他、個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項について、また、県がマイナンバーを含む個人情報ファイルを保有する事務を行う場合に必要となる特定個人情報保護評価についても、実施機関からの諮問に応じて調査審議してきた。

なお、個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項については、第3条第1項の〔解釈及び運用〕を参照。

国においては、情報公開審査会が個人情報にかかる審査請求についても調査審議を行うこととする情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）が制定され、平成17年4月1日から情報公開・個人情報保護審査会として統合された審査会が設置、運用されている。

三重県においても、両審査会の設置目的や開示・非開示情報の考え方、委員に求められる識見等の共通性が高いこと、また、附属機関の運営の効率化、国及び他県等の状況を踏まえ、平成29年6月1日から「三重県情報公開・個人情報保護審査会」（以下「審査会」という。）として両審査会を統合することとしたものである。

なお、この条例の条文は、改正前の情報公開条例、個人情報保護条例それぞれに置かれた審査会に関する規定を基本的に踏襲しており、統合前の審査会の調査審議等と特に異なる点はない。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 諮問庁 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関のうち、同条例第21条第1項若しくは第23条第1項の規定により諮問したもの又は三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関のうち、同条例第43条第1項若しくは第45条第1項の規定により諮問したものをいう。
- 二 公文書 情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等に係る公文書（三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。
- 三 保有個人情報 個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等、同条例第34条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

〔趣 旨〕

本条は、この条例で用いる用語の定義を、定めたものである。

〔解釈及び運用〕

第1号 諮問庁

「実施機関」とは、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、警察法、地方公務員法、労働組合法、土地収用法、漁業法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理執行する権限を有する県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人をいい、各実施機関の組織条例、規則等により定められている本庁各課等及び地域機関等の全体並びに地方独立行政法人の組織全体をいう（【三重県情報公開条例の解釈及び運用】第2条第1項、【三重県個人情報保護条例の解釈及び運用】第2条第2号参照）。

「諮問庁」とは、情報公開条例に基づく開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求又は個人情報保護条例に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等若しくは開示請求、訂正請求、利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求があったときに審査会に諮問する実施機関である（【三重県情報公開条例の解釈及び運用】第21条第1項及び第23条第1項、【三重県個人情報保護条例の解釈及び運用】第43条第1項及び第45条第1項参照）。

第2号 公文書

本条例における「公文書」とは、三重県公文書等管理条例（以下「公文書管理条例」という。）第2条第2項に規定する公文書のうち、情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等に係る公文書をいう。

また、審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に公文書を提示させ、実際に見分して審議すること等ができる（第11条第1項）。

第3号 保有個人情報

本条例における「保有個人情報」とは、個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報のうち、同条例第21条第1項に規定する開示決定等、同条例第34条第1項に規定する

訂正決定等又は同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。

また、審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に保有個人情報を提示させ、実際に見分して審議すること等ができる（第11条第1項）。

第3条（設置等）

（設置等）

第3条 諮問庁による諮問に応じ、審査請求についての調査審議及び個人情報保護条例その他の条例によりその権限に属させられた事項を行うため、三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項のほか、個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関から諮問があったときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する。
- 3 審査会は、前2項のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関又は個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、前3項のほか、情報公開条例第31条第1項に規定する出資法人等若しくは個人情報保護条例第48条第1項に規定する出資法人等（以下この項において「出資法人等」と総称する。）又は情報公開条例第32条第1項に規定する指定管理者から諮問があったときは、当該出資法人等又は当該指定管理者の情報公開又は個人情報の保護について必要な意見を述べるすることができる。

〔趣 旨〕

本条は、審査会を地方自治法第138条の4第3項による知事の附属機関として設置すること及びその権限について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

第1項 調査審議等

審査会は、知事の附属機関として設置されるものであるが、知事以外の実施機関からの諮問に対しても調査審議を行うものである。

1 審査請求についての調査審議

第2条第1号の諮問庁からの諮問に応じて調査審議することをいう。

2 個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項

次の事項について個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関からの諮問に応じて審議することをいう。

- (1) 実施機関が個人情報取扱事務登録簿への登録から除外する事務について、同条例第6条第4項の規定に基づき意見を述べること。
- (2) 実施機関が本人以外から個人情報を収集する場合に、同条例第7条第2項第8号の規定に基づき意見を述べること。
- (3) 実施機関が思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合に、同条例第7条第3項第4号の規定に基づき意見を述べること。
- (4) 実施機関が個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供する場合に、同条例第8条第1項第7号の規定に基づき意見を述べること。
- (5) 実施機関が実施機関以外のものにオンライン結合により個人情報を提供する場合又はその内容を変更しようとする場合に、同条例第9条第3号の規定に基づき意見を述べる

こと。

3 その他の条例によりその権限に属させられた事項

本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成14年三重県条例第2号）第2条の規定により、住民基本台帳法第30条の40第2項に基づき調査審議及び建議を行うことをいう。

第2項 特定個人情報保護評価に関する事項

審査会は、個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関から諮問があったときは、特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議することを定めたものである。

「特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議する」とは、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づき調査審議することをいう。

第3項 情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項

「情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項」とは、情報公開制度及び個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報提供の総合的推進を図る上で必要な事項等をいう。

本項は、これらの重要な事項について調査審議し、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関又は個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関に意見を述べることを定めたものである。

第4項 出資法人等からの諮問

情報公開条例第31条の出資法人等又は第32条の指定管理者の情報公開の推進のため、出資法人等や指定管理者による開示決定等に対する救済制度として、これらの出資法人等又は指定管理者から諮問があったときは、審査会は、当該出資法人等又は当該指定管理者の情報公開について必要な意見を述べることをできるとしている。

また、個人情報保護条例第48条の出資法人等についても、個人情報の保護の推進のため同様に、これらの出資法人等から諮問があったときは、審査会は、当該出資法人等の保有する個人情報の保護について必要な意見を述べることをできるとしている（平成29年5月26日三重県告示第349号により、平成29年6月1日現在、同条例第48条の対象となる出資法人等はない。）。

知事の附属機関である審査会が、独立の法人である県の出資法人等に対し意見を述べることの可否については、議論のあるところであるが、県出資法人等は、県自身の外郭にあって、県の行政施策を補完する立場にある団体であって、県の分身ともいふべき性格を有しており、出資法人等の情報公開及び個人情報の保護が県の責務であることを考えると、出資法人等の任意の諮問に応じ、審査会が意見を述べることは、県の情報公開及び個人情報の保護の推進の一環として、望ましいことである。

第4条（組織）

（組織）

第4条 審査会は、委員8人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に、委員のほか、専門委員を置くことができる。

〔趣旨〕

本条は、審査会の組織について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

第1項 委員数

本項は、審査会の委員数を定めたものである。審査請求の迅速かつ適正な処理を行えるよう、委員を8人以内とし、第5条において審査会が指名する者4人をもって構成する合議体を採用している。

なお、合議体については、第5条の〔解釈及び運用〕を参照。

第2項 女性の登用

県は「男女共同参画社会の実現」のため、多くの女性がさまざまな分野における政策・方針決定過程へ参画し、女性の意見や考え方を反映させる取組を進めている。県においては、審議会等委員へ積極的に女性を登用し、概ね男女が同数になることを目指している。

本項は、この趣旨に沿って、設けられたものである。

第3項 専門委員

審査会において専門の事項を調査審議するために必要がある場合には、審査会に委員の他に専門委員を設置できることを定めたものである。

専門委員の設置人数については、規定を設けていないが、専門の事項を調査審議するために必要となる人数で審査会の運営上適当な人数を勘案して決めるものとする。

第5条（合議体）

（合議体）

第5条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者4人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件等について調査審議する。

2 前項の合議体の決定をもって、審査会の決定とする。

3 前2項の規定にかかわらず、審査会は、必要があると認めるときは、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件等について調査審議する。

〔趣 旨〕

本条は、審査会が指名する委員で構成する合議体で調査審議することを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

第1項～第2項 合議体

開示決定等に対する審査請求事件を多く抱えると、審査会の答申が遅延することが考えられる。しかし、審査請求から、諮問、答申、審査請求に対する決定までの期間が遅延することは、審査請求人に不利益になるとともに、県民の信頼を損なうことになる。

そこで、審査会の迅速かつ機動的な運用を図るため、審査会が指名する4人で構成する合議体を置き、審査請求に係る事件等を審議させ、合議体の決定をもって、審査会の決定とする旨を定めたものである。

第3項 委員全員で構成する合議体

必要があると認めるときは、委員の全員で構成する合議体で、審査請求に係る事件等について調査審議する。

第6条（委員及び専門委員）

（委員）

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議に必要な期間とし、知事がその都度定める。

6 知事は、委員若しくは専門委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員若しくは専門委員に職務上の義務違反その他委員若しくは専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員又は専門委員を罷免することができる。

7 委員及び専門委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議をしなければならない。

8 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

〔趣 旨〕

本条は、審査会の委員及び専門委員の資格、任免方法、任期、職務上の義務等について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

第1項 優れた識見

委員には、広く県民から優れた識見を有する者を選任すべきである。加えて、審査請求の調査審議にあたっては、非開示情報規定等の適用に関して条文に則した検討が必要となる。

したがって、審査会委員には、情報公開及び情報公開条例並びに個人情報及び個人情報保護条例について、法的な視点から解釈・判断ができる法律に関する専門知識を有する者を一定数当てる必要がある。

なお、委員に対する除斥、忌避、回避については第8条の〔解釈及び運用〕を参照。

第2項～第3項 任期

委員の任期は2年（補欠の委員の場合は、前任者の残り任期）で再任が認められている。

第4項～第5項 専門委員の資格及び任期

専門委員は、調査審議に必要とされる専門の分野に関する学識経験を有する者のうちから、専門分野における調査審議が必要な期間を予め定めて、知事が任命することとなる。

なお、必要があれば、任期を延長することができる。

第6項 罷免

知事が委員又は専門委員を罷免できるのは、①心身の故障のため職務の遂行ができないと

認めるとき、②職務上の義務違反があると認めるとき、③その他委員たるに適しない非行があると認めるとき、に限られており、独立した判断が尊重される権威ある審査会の性格を反映している。

第7項 公正不偏

本項は、委員及び専門委員の「公正不偏」というサービスの根本基準を規定している。

審査会の公正さに対する県民の信頼を確保する上で、委員にはその職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場を保持することが強く要請される。

なお、情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第9項では、委員の政治的中立性を求めている。政治的中立性の確保は当然のことであるが、それを過度に強調することにより、委員の市民的自由を侵害するおそれがないとはいえないため、本条例では設けていない。

第8項 守秘義務

本項は、委員及び専門委員の守秘義務について定めている。

審査会は個人のプライバシーに関する文書、企業の営業秘密に関する文書等についても、直接に見分して審理する（インカメラ審理）権限を有している（第11条第1項）。

審査会の委員は非常勤であるので、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職となり、同法第34条第1項・第2項の守秘義務は適用されないので、守秘義務規定を条例のなかに設けたものである。

委員及び専門委員がこの守秘義務に違反した場合は、第19条の規定により罰則が科せられることとなる。

第7条（会長）

（会長）

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

〔趣 旨〕

本条は、審査会の会長及び職務代理者について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

第1項～第2項 会長の選定

審査会は合議制機関であるが、会務を総理し、審査会を代表する会長を定めておく必要がある。

会長の選定方法については、知事の任命によるのではなく、委員の互選方式によることとしている。

第3項 職務代理者の選定

会長の職務代理者の選定方法については、会長の指名によることとしている。

会長の事故は何時発生するか予測しがたいので、会長の選定後直ちに職務代理者を指名する必要がある。

第8条（委員等の回避）

（委員等の回避）

第8条 委員及び専門委員は、調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、会長の許可を得て、回避することができる。

2 会長は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、前条第3項の規定により会長の職務を代理する者の許可を得て、回避することができる。

〔趣 旨〕

本条は、審査会委員等の回避について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

第1項～第2項 委員等の回避

委員及び専門委員が本務等との関わりで請求に係る公文書や保有個人情報に利害関係を有することがあり得、審査会委員等に対する除斥（民事訴訟法23条）、忌避（民事訴訟法24条）、回避（民事訴訟規則12条）の制度を導入すべきである、との意見がある。確かに、委員等の審議の中立性を確保する観点から、この主張には理がある。

しかしながら、除斥・忌避の手續の煩雑さ、制度の濫用のおそれ、委員等の補充確保の難しさ、簡易迅速な手續による国民の権利利益の救済を図ることを考慮すると、除斥・忌避の制度を設ける必要まではない。また、審査請求人等と委員等との間に利害関係のあることが予想される場合には、審査会の指名する4人で構成される合議体の利点を活かした事案の割振りの段階での配慮や、委員等の自発的又は審査請求人等の主張を契機とする回避により、審査会の公正さは確保される。

第9条（答申）

（答申）

第9条 審査請求に係る諮問があったときは、審査会は、諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、審査会の答申期限について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 努力義務

本条は、審査会が60日以内に答申することを努力義務としている。答申が出されるまでの期間を限定することで、審査の迅速化についての努力を審査会に求めている。

2 早期答申への措置

答申の遅延という問題の解決には、審査会を迅速かつ機動的な運用が可能な組織とすることも必要である。このため、審査会の指名する者4人による合議体（第5条）の導入の措置がとられている。

第10条（第三者からの審査請求があった場合の答申）

（第三者からの審査請求があった場合の答申）

第10条 審査会は、情報公開条例第13条第1項又は個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等に対する第三者（当該開示決定等に係る情報公開条例第17条第1項又は個人情報保護条例第25条第1項に規定する第三者をいう。）からの審査請求に係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、第三者からの審査請求を優先して調査審議することを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 意義

開示決定等に対し第三者からの審査請求があると、情報公開条例第21条第3項（第23条第2項において準用する場合を含む。）又は個人情報保護条例第43条第3項（第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、審査会の答申を受けるまで、開示が停止されることになる。そこで、迅速な開示を受けるといふ開示請求者の権利を救済するため、本条の規定が設けられたものである。

2 優先審議

審査会の審査は、諮問を受けた審査請求事案の順により行われるのが原則であるが、開示決定等に対する第三者からの審査請求に係る諮問の場合には、本条の規定により通常の開示請求者からの審査請求事件に優先して、調査審議が行われることとなる。

第11条（審査会の調査権限）

（審査会の調査権限）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

〔趣 旨〕

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするために、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

本条が審査会に付与している調査権限は、以下のとおりである。

- ① 諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求める権限（第1項）、いわゆるインカメラ審理
- ② 諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求める権限（第3項）、いわゆるヴォーン・インデックス類似手続
- ③ 審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求める権限（第4項）、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める権限（第4項）
- ④ その他必要な調査をする権限（第4項）

なお、審査会は、開示決定等につき、その適法性のみならず、当・不当についても判断することができるが、実施機関の政策的又は専門的・技術的判断をどの程度尊重して判断するかは、当該情報の性格によることとなる。

第1項 インカメラ審理手続

審査会は、諮問庁から独立した第三者的な立場で、適切な判断を行うことが期待されている。そのため審査会には諸種の調査権限が与えられているが、上記権限のなかでも重要なのは、①のインカメラ審理の権限である。これは、公文書又は保有個人情報を審査会に提出させ、実際に当該公文書又は当該保有個人情報を見分して審議する権限である。

審査会の委員が審査請求の対象となっている公文書又は保有個人情報を実際に見分することは、非開示となる情報が当該公文書又は当該保有個人情報に現実に記載されているか、非開示等の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて、迅速にして適切な判断を可能とするため有効である。また、訴訟では裁判官が当該公文書又は当該保有個人情報を直接に見分できないこととの関係においても、重要性が認められる。

1 「必要があると認めるとき」とは、審査請求の対象となっている公文書又は保有個人情報に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書又は当該保有個人情報を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性の不利益と、当該公文書又は当該保有個人情報を審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められることを意味する。

審査会は、事件の審議に当たり、通常の場合は、当該公文書又は当該保有個人情報を直接に見分した上で判断することとなる。しかし、当該公文書又は当該保有個人情報に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の配慮を払う必要のあるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該公文書又は当該保有個人情報を提出することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、第3項の規定による資料の提出その他の方法による調査を十分行った上で、当該公文書又は保有個人情報の提出を求める必要性について判断すべきものである。

2 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。」とは、審査会は地方自治法138条の4第3項の知事の附属機関として置かれる機関であるから、審査会の委員、職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、審査会の委員、職員が組織的に用いるものとして、審査会が保有しているものは、情報公開条例第2条2項の公文書又は個人情報保護条例第2条第4号の保有個人情報に該当する。したがって、審査会が、インカメラ審理のために、審査請求の対象となっている公文書又は保有個人情報を提出させた場合、当該公文書又は当該保有個人情報は、審査会保有文書としても、情報公開条例や個人情報保護条例に基づく開示請求等の対象になる。そのため、審査会に対して、インカメラ審理の目的で提出された公文書又は保有個人情報の開示請求がなされることがあり得る。

本項後段は、このような場合を想定した上で、これに対する対応として、審査の公正を図るために審査会に提出された公文書又は保有個人情報の写しについては、開示請求できないことを明記したものである。

なお、この取扱いは、あくまでも審査会に提出された公文書又は保有個人情報の写しに対してであり、当該公文書又は当該保有個人情報の原本に対する開示請求を制限するものではないので、当該公文書又は当該保有個人情報の原本を保有する諮問庁に対する開示請求は可能である。

第2項 インカメラ審理の実効性担保

開示決定等に係る公文書又は保有個人情報によっては、その提示を求めるか否かについて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、検討の結果、審査会

が提示を求めることとしたのであれば、当該公文書又は当該保有個人情報の見分は、審査会が適切な判断を行う上で不可欠であるということである。よって、審査会のインカメラ審理の実効性を担保するため、審査会から開示決定等に係る公文書又は保有個人情報の提示を求められた場合は、諮問庁はこれに応じなければならないことを確認的に定めたものである。

第3項 ヴォーン・インデックス類似手続

審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の非開示情報が複雑に関係するような事件にあっては、事件の概要と争点を明確にし、非開示（特に部分的な非開示）とすることの適否を迅速かつ適正に判断するために、請求拒否の決定があった公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報と請求拒否の理由とを一定の方式で分類・整理した書類を諮問庁に作成させ、諮問に係る処分意見の説明を聴くことが有効かつ適切である。また、このような説明書類があると、審査請求人が、請求拒否処分の違法性・不当性を的確に指摘しやすくなるとともに、後に訴訟となった場合には、迅速かつ適正な訴訟手続の実現にも資すると考えられる。

この説明書類の作成を求める必要性、これを求める時期、特に当該公文書又は当該保有個人情報を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。また、公文書又はその部分と非開示とする理由との関係の分類・整理の方式は、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定することとするのが合理的である。

このため、本項では、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。」としている。

本項は、第1項と異なり、審査会の要求に対する諮問庁の要求拒否が禁じられていないが、このことは、諮問庁が要求を拒否できることを意味するものではない。諮問庁は、審査会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認める場合には、当然これに応じなければならない。

第4項 その他の調査権限

本項は、第1項及び第3項で定めるもののほか、審査請求人等に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者に事実を陳述させること等の必要な調査権限が審査会にあることを定めたものである。

- 1 「適当と認める者にその知っている事実を陳述させ」とは、当該事件の直接の利害関係人以外の第三者に、その者が直接見聞した事実を陳述させることをいい、当該第三者の意見を陳述させることではない。
- 2 「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは当該事案にその法則を当てはめた結論をいう。

また、「その他必要な調査」とは、諮問庁に対する口頭での説明要求、物件の提出要求、検証、審査請求人の審尋等をいう。

第12条（意見の陳述）

（意見の陳述）

第12条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

〔趣 旨〕

本条は、審査請求人等が審査会において、原則として口頭による意見陳述権を有することを明確にし、また、補佐人についても定めている。

〔解釈及び運用〕

第1項 意見陳述権

1 審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（前条参照）。

本項は、この書面審理の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な弁明・反論の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したものである。

諮問庁も審査請求人等に含まれるので（第11条第4項）、この権利が保障される。なお、本条の規定は「対質」請求権まで保障しているとは解されない。

「対質」：訴訟上、同時に数人の証人を在廷させて同一事項について尋問し、あるいは1人の証人の証言を聞かせた上で他の証人にその真偽を確認し、また不一致な部分につき弁明討論させること。

情報公開・個人情報保護審査会設置法は、審査会がその必要がないと認めるときは、口頭による意見陳述の機会を与えなくてもよいとしている。しかし、行政不服審査法が、申立てがあった場合には必ず意見陳述の機会を付与することを義務付けていることからすると後退にあたるため、本条例では、この規定は設けないで行政不服審査法の水準を確保することとしている。

2 口頭意見陳述の機会を与えたが、正当な理由なく出席しない場合には、口頭意見陳述を聴かずに、審査会で審査・答申することになる。

また、口頭意見陳述は、あくまで審査請求人等が審査争点に関して主張を展開する場であり、審査請求人等が審査会委員に質問したり委員と論議する場ではない。委員質疑は、会長の適切な関与の下に各委員が行うものであるが、委員質疑が議論に発展しないよう委員が意見発言をすることは原則的には慎まなければならない。

第2項 補佐人

本項は、審査会の許可の下に、口頭意見陳述の際の補佐人の出席を認めている。補佐人の資格については、弁護士や代理人など特別の職業や地位は特に求められていない。許可制なので、

審査会は、補佐人の出席を許可する場合にも、合理的な範囲にその人数を制限することができる。なお、口頭意見陳述を申し立てることができるのは「審査請求人等」であるから、諮問庁も含まれるが、補佐人とともに出席し得るのは、「審査請求人又は参加人」であり、諮問庁は含まれない。諮問庁の場合、その必要性があるとは認められないからである。

第13条（意見書等の提出等）

（意見書等の提出等）

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

〔趣 旨〕

本条は、審査請求人等が意見書等の提出権を有する旨を定めるとともに、その提出について一定の制限を課している。

〔解釈及び運用〕

第1項 意見書の提出権

- 1 意見書の提出権は、前条の口頭意見陳述権とともに、審査請求人等の重要な権利を構成するが、これを保障する理由は、意見陳述権と同様、審査請求人等の権利・利益の保護（弁明・反論の機会の付与）と適正な審査の実現（審査会への十分な資料の提供）である。
- 2 適正な審査を確保するため、審査会は、意見書・資料の提出につき「相当の期間」を設定することが認められ、この場合には、審査請求人等はこの期間内に提出しなければならない。「相当の期間」とは、意見書・資料を準備・提出するのに一般に合理的に必要と考えられる期間をいい、意見書等の提出期間が短すぎてその提出ができなかった場合には、審査請求人等はこれを裁決の違法事由と主張し得る。

第2項 審査請求人等への通知

本項は、処分庁から提出された弁明書の送付を定める行政不服審査法第29条第5項の規定を参考にして、審査会は、資料等の提出があった場合に、審査請求人等にその旨を通知するよう努めることを定めている。

第14条（委員等による調査手続）

（委員等による調査手続）

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員及び専門委員に、第11条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第12条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

〔趣 旨〕

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 指名する委員による調査

審査会の調査権限は第11条で規定されているが、すべての調査を合議体である審査会の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事件の審議にあたる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。このため、本条では、審査会が必要と認めるときは、審査会の指名する一部の委員に調査を行わせることができることとしている。

また、本条の規定を活用することにより、案件の実情に即して、指名委員が県外等に赴いて調査を行うなどの対応が可能になる。

2 委員が行うことのできる調査

(1) 第11条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報の閲覧

諮問庁が提示する公文書若しくは保有個人情報について、審査会を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見ることができることを意味する。特に公文書の見分は、実施機関が非開示情報と判断した情報を直接見分できる重要な権限であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にするという意義をもつ。

また、公文書又は保有個人情報が地域機関等にある場合、その原本を情報公開制度を所掌する課が所在する場所（津市）に置かれる審査会に送付すると事務に支障が生じたり、極めて大量であるため写しを作成し送付するコストも極めて大きいケースにおいて、指名委員が当該地域機関等を訪問して、インカメラ審理を行うというような運用も考えられる。

なお、第11条第1項の規定による公文書又は保有個人情報の提示の求め及び同条第3項の規定による資料の作成・提出の求めは、審査会として行うものであり、委員が行うことはできない。

(2) 同条第4項の規定による調査

たとえば、審査請求人等に対して、意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどがある。

(3) 第12条第1項の規定による審査請求人等の意見陳述を聴く

審査請求人等の口頭意見陳述は、本来、審査会に対して行われるものであるが、審査会の事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を審査会に持ち帰って調査審議の判断材料とすることを、審査会が必要と認めるときは許容するものである。

(4)その他

審査会に提出された意見書及び資料の検討並びに答申原案の作成等の内部行為は、当然、単独の委員に行わせることができる。

一方、審査請求人等の権利行使を制限する決定（補佐人の出頭拒否（第12条第2項）、提出資料の閲覧請求の拒否（第15条））及び答申の決定等は、審査会でしか行えない。

第15条（提出資料の閲覧等）

（提出資料の閲覧等）

- 第15条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定による複写を求める審査請求人又は参加人は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

〔趣 旨〕

本条は、審査請求人等に対して、他の審査請求人等から審査会に提出された意見書・資料の閲覧権の付与と一定の場合の制限、また、閲覧についての審査会による日時・場所の指定の制度を定めている。

なお、第11条1項後段に規定するとおり、本条でいう「資料」の中に、開示の是非が争われている公文書は含まれない。

〔解釈及び運用〕

第1項 提出資料の閲覧等請求権

1 行政不服審査法の閲覧・複写請求との相違

行政不服審査法も審査請求人・参加人に対して審査庁に提出された書類等の閲覧・複写請求権を認める（同法第38条）一方、本条に基づく閲覧・複写請求権は、審査請求人・参加人だけでなく、諮問庁にもこの権利を付与している。

2 閲覧拒否理由

審査会が閲覧・複写を拒むことができるのは、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」である。ここでいう第三者は、審査会に提出された意見書・資料にその情報が含まれる第三者であり、情報公開条例第17条で定める開示決定等に係る公文書に自分の情報が含まれている第三者又は個人情報保護条例第25条で定める開示決定等に係る保有個人情報に含まれている第三者と同一であるとは限らないので、情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第25条の意見書提出の機会とは別に、事前の意見表明の機会が付与されるべきである。「第三者の利益を害する」とは、例えば、プライバシーを侵害したり、営業上の秘密を露顕させたりする場合であり、「その他正当な理由があるとき」とは、行政上の秘密の場合のほか、閲覧請求が権利濫用の場合を含む。

3 本条の閲覧請求権は、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

第2項 閲覧・複写の日時・場所の指定

審査会による閲覧・複写の日時・場所の指定に際しては、審査会の事務の遂行への配慮とともに、この権利を実質的に活用できるよう日時の設定において十分な時間的余裕を確保するなど、審査請求人等の権利利益にも正当な配慮がされなければならない。

第3項 費用負担

審査請求人又は参加人から複写を求められた場合に、その作成等に要する費用の負担を求めている。複写に要する費用とは、複写に要する実費相当額及び複写の送付に要する費用をいう。複写に要する費用として徴収する額は、複写機による写し1枚（A3判以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円とする（審査会規則第8条第4項別表）。

第16条（調査審議手続の非公開）

（調査審議手続の非公開）

第16条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

〔趣 旨〕

本条は、審査会の審査請求に係る調査審議手続が非公開であることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

情報公開条例第27条においては、「実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。…」と、会議を原則公開としている。

しかし、実施機関からの諮問に基づいて行われる審査請求に係る審査会の調査審議の手続は、実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等の処理の適否について行われるものであり、公開することにより、本来非開示とすべき情報等が公になることがあり得ること等から、非公開としたものである。

なお、審査請求人の口頭意見陳述の機会など、例外的に公開してもよい調査審議の会議については、審査会の議を経て、その都度会議を公開することを妨げるものではない。

第17条（答申書の送付等）

（答申書の送付等）

第17条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

〔趣 旨〕

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 送付・公表の義務づけ

本条により、審査会は、審査請求人及び参加人に対しては、答申書の写しを送付することを、また、一般には、答申の内容を公表することを、それぞれ義務づけられる。公表の対象を答申書自体ではなく、「答申の内容」としたのは、答申の中に、審査請求人や参加人の氏名・住所等、公表することが不適当なものが含まれているからである。

2 答申内容の公開の意義

審査会の手続が非公開であることにかんがみると、答申内容の公開は審査会の手続の透明性を確保する役割を担い、また、審査会の答申が尊重される担保ともなり得る。

3 送付・公表の時期

答申書の送付・答申の内容公表の時期については、本条には明記されていないが、第三者的な不服審査機関としての審査会の性格、審査請求人が諮問庁の裁決の日まで答申の存在を知らなかったということがないようにすべきこと、裁決を不服とする訴訟提起のための資料の提供などの点を考えると、答申日若しくは答申日から遅滞なく、送付や公表が行われることが望ましい。

第18条（委任）

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

〔趣 旨〕

本条は、審査会の組織及び運営に関し必要な事項の規則への委任について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

本条は、審査会の組織及び運営について、細部にわたってすべてを条例で定めることの不適切性にかんがみ、その必要事項の定めを規則へ委任することが可能であることを明示している。

第19条（罰則）

（罰則）

第19条 第6条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

〔趣 旨〕

本条は、審査会委員の守秘義務違反について、罰則を規定したものである。

〔解釈及び運用〕

審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法第34条に規定する守秘義務規定は適用されない。

このため、第6条第8項で委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には、罰則を科すことにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものである。

《条例制定時の附則》

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に三重県情報公開条例の一部を改正する条例（平成 29 年三重県条例第 3 号）の規定による改正前の情報公開条例第 25 条第 1 項に規定する三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 29 年三重県条例第 4 号）の規定による改正前の個人情報保護条例第 49 条第 1 項に規定する三重県個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。

(本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正)

3 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成 14 年三重県条例第 2 号）第 2 条の見出し中「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条中「三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号）第 49 条第 1 項」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年三重県条例第 1 号）第 3 条第 1 項」に、「三重県個人情報保護審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

〔趣 旨〕

この条例の施行期日及びこの条例の施行に伴う所要の経過措置等について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 経過措置

改正前の情報公開条例又は個人情報保護条例の規定に基づいて三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際に、まだ答申がなされていないものは、この条例により設置された審査会にされた諮問とみなし、これまで三重県情報公開審査会又は三重県個人情報保護審査会がした調査審議の手続も、この条例により設置された審査会がした調査審議の手続とみなすこととしたものである。

2 附則 3 項

附則 3 項は、本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例において、従前は、住民基本台帳法第 30 条の 40 第 1 項に規定する審議会は、三重県個人情報保護審査会としていたが、この条例により設置された審査会に改めるものである。

《令和元年三重県条例第 25 号の改正附則》

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

公文書管理条例の制定等に伴う改正で、令和 2 年 4 月 1 日からの施行である。